

遠軽町福祉センター 使用料等減免適用団体 (H28年度実績)

参考2

| 使用料は免除・冷暖房料も免除 | 使用料は免除・冷暖房料のみ通常料金の5割徴収 | 使用料は減額・冷暖房料は通常料金の5割徴収 |
|---|--|---|
| <p>遠軽町または国、北海道、教育機関、そのほかこれらに準じる公共的性格の強い団体が主催、共催する事業 担当課、関係課の職員(係長以上)が使用の申請者となることで、減免申請書の提出は省略</p> | <p>公共性の強い団体・事業、あるいは町の文化連盟に属している団体の使用で、関係課の意見(免除相当)を付した減免申請書の提出があるときに、室料だけを免除する。 冷暖房や有料の備品を使用した場合は、規定使用料の50%を徴収する。</p> | <p>センター使用料の改定(H19年度)以前から、使用の際に室料の減額(20%徴収)を受けていた団体。また町の文化連盟に属している団体などで、関係課の意見(免除相当)を付した減免申請書の提出があるときに、室料の減額(20%徴収)を適用。 いずれも冷暖房や備品を使用した場合は、規定使用料の50%を徴収する。</p> |
| 遠軽町役場各課が直接使用するもの | 北光福祉会の事業として使用するもの | 遠軽写真同好会(文化連盟加盟) |
| 町内の小中学校が使用するもの | ・スカイワークス例会 | 遠軽混声合唱団(文化連盟加盟) |
| ・PTA主催行事を含む | 子ども会育成連絡協議会が使用するもの | ライベリーキッズ発表会 |
| ・学校が事務局を担当する教育振興会などを含む | 学田開拓親睦会が使用するもの | 北見友の会遠湧別最寄(家事家計講習会) |
| 広域組合(消防署)が直接使用するもの | ボールルームダンス指導員協会遠軽ブロックが使用するもの | |
| 道立高等学校が使用するもの(遠軽高、湧別高) | 遠軽文化協会が使用するもの | 以下、従前から使用料、冷暖房料が減額されている団体 |
| 自衛隊駐屯地に関するもの | 遠軽地区体育連絡協議会が使用するもの | 身体障害者協会遠軽支部 |
| ・協力会、存置期成会などが主催のものを含む | MOA美術館主催の遠軽・湧別・佐呂間町児童の作品展 | 女性会議(政党・労組系の女性団体) |
| 国の機関が直接使用するもの | 理容ボランティア月曜会(家庭学校園遊会参加の準備) | SP会議 |
| ・独立行政法人は免除していない(年金事務所) | 遠軽ライオンズクラブ チャリティーパーティ | 芳柳会(日本舞踊) |
| 道の機関が直接使用するもの | | 遠軽ヨガサークル |
| 遠軽商工会議所が直接使用するもの | | ヘルスアップヨガサークル |
| 社会福祉協議会が直接使用するもの(※) | | 華の会(日本舞踊) |
| 自治会連合会が直接使用するもの(※) | | 遠軽視覚障害者協会 |
| 町が関与するイベントの実行委員会が使用するもの | | 商工会議所女性会 |
| ・夏まつり、花火大会、コスモスフェスタなどのイベント準備 | | 新日本婦人の会(政党・労組系の女性団体) |
| NPO法人の活動支援のため、町が認めた団体が使用するもの | | 睦(むつみ)会(着物、浴衣の着付け指導) |
| ・適用は「かたつむりの会」(※)のみ | | 彩色(いろどり)の会(着物、浴衣の着付け指導) |
| その他 | | 遺族会 |
| ・秋季祭典委員会(9/18みこし渡御) | | |
| (※)の団体は、冷暖房を使用した場合のみ規定使用料の50%を徴収している。 | 使用実績のない団体や、数年に1度しか使用しない団体から使用料減免の希望があるときは、事業の計画や団体の決算状況などがわかる資料を提出させうえて、担当課や関係課の意見を付した減免申請書を提出させる。使用料が免除なのか減額なのかは、団体の性格や事業の内容等で判断する。 | |
| | | |
| | | |
| | | |